別紙１

大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務仕様書

１．業務名

大阪市中央区役所電子番号表示機・番号発券機設置及び広告掲載業務

２．業務の目的

本業務は、広告取扱事業者が設置した電子番号表示機･番号発券機を無償で使用するとともに、その電子番号表示機の一部に広告取扱事業者が広告を掲載し、本市に広告料（行政財産使用料）を納付することにより、新たな財源の確保及び市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するほか、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

３．業務期間

令和９年２月１日から令和９年３月３１日まで

ただし、業務期間満了の３ヶ月前（初年度については業務開始前）までに、本市並びに事業者双方から特段の意思表示がない限り、同一内容、及び同一条件をもって更に向こう１年更新され、その後も同様とする。

なお、更新については最長令和１４年１月３１日までとする。

４．定義

「電子番号表示機」とは、「受付番号」を表示するほか、窓口受付後の各種証明書等を受取る際の「交付番号」を表示し、その一部に民間企業等の広告が表示されるものをいう。

「番号発券機」とは、市民が窓口に来られた順に「受付番号」が印字された番号カードを発券し、窓口への呼び出しの際に電子番号表示機で受付番号を表示し、番号呼出機にも受付番号を表示すると同時に、音声アナウンスにより受付番号を読み上げるものをいう。

５．電子番号表示機・番号発券機基本構成

（１） 電子番号表示機

	機器	仕様等	個数
1	受付番号表示用及び交付番号表示用ディスプレイ（広告付き）	ア．受付番号または交付番号を表示するとともに受付番号を読み上げること。呼び出されたが、未対応の交付番号は継続的に表示し、窓口対応中の受付番号と未対応の受付番号とが分かりやすく表示されていること。	３台

		イ．別紙図面（写真①）のサイズ程度のモニターを壁又は天井に設置すること。 ウ. 画面１枚当たりの大きさは 50 インチ以上とする。	
2	受付番号表示用及び交付番号表示用ディスプレイ（広告付き）	ア.交付番号を表示するとともに交付番号を読み上げること。呼び出されたが、未対応の交付番号は継続的に表示し、窓口対応中の交付番号と未対応の交付番号とが分かりやすく表示されていること。 イ．別紙図面（写真②）のサイズ程度のモニターを壁又は天井に設置すること。 ウ. 画面１枚当たりの大きさは 50 インチ以上とする。	３台
3	受付番号表示用及び交付番号表示用ディスプレイ（広告なし）	ア.交付番号を表示するとともに交付番号を読み上げること。呼び出されたが、未対応の交付番号は継続的に表示し、窓口対応中の交付番号と未対応の交付番号とが分かりやすく表示されていること。 イ．別紙図面（写真③）のサイズに収まるモニターを壁に設置すること。 ウ. 画面１枚当たりの大きさは 42 インチ程度とする。	２台

（２）番号発券機（及び付帯機器）

	機器	仕様等	個数
1	番号発券機	ア．待合ロビーに設置し、タッチパネル式（または物理ボタンでも可）上の業務から選択し、受付番号用紙が発券され、その際に附番された受付番号が表示パネルに表示されること。 イ．選択できる業務は６業務以上であること。 ウ．受付番号用紙は自動発行タイプであること。 エ．画面上に窓口ごとに待ち人数が表示されること。 オ．発行される受付番号用紙には、受付番号・日付・時刻・メッセージ・現在の区役所 HP の「現在の窓口お呼び出し状況」へ繋がる QR コード等が印字できること。 カ．受付番号用紙のスタート番号は、日付変更時	１台

		に自動的に初期化されるもの。 キ．発券数、待ち人数、待ち時間等の統計情報をCSVデータ等で抽出する機能を有すること。 ク．ロール紙については業者負担とする。 ケ．１～９９９９の番号が発券できるもの。	
2	受付番号呼出表示器	ア．窓口カウンター上に設置し、簡易な操作で受付番号の呼び出しができること。 イ．待合ロビー及び執務室内の双方から認識しやすい位置に設置すること。 ウ．受付番号を表示するとともに、聞き取りやすい音声案内を同時に行うことができること エ．待ち人数の確認ができること。 オ．１～９９９９の番号が表示できるもの。	６台
3	受付番号呼出操作器	ア．窓口担当者の操作により、受付番号の呼出、再呼出、番号スキップ及び消去ができること。 イ．任意の番号を入力して呼び出しが可能であること。	６台
4	交付番号呼出操作器	ア．コードを読み取り、交付番号を表示機へ表示すること。 イ．任意の番号を入力して呼び出しが可能であること。	１台
5	コードリーダー	複数の担当者がスムーズに操作できる仕様とすること。	１台
6	インターネット公開機能・来庁時間予約機能	ア．スマートフォン、パソコン等からアクセスできるＷｅｂサイト上にて、受付番号を公開し、待ち人数と呼出状況の確認ができること。 イ．また、来庁時間を指定して事前に予約できるサービスを有すること。	
7	バックヤードモニター	ア．職員向けにそれぞれの業務の待ち人数、待ち時間が表示されるバックヤードモニターを設置すること。 イ．窓口から応援要請があった場合、３の受付番号呼出操作器の操作により、応援要請のお知らせが表示されるもの。 ウ．画面１枚当たりの大きさは34インチ（幅：高さが16：9の比率）または37インチ（幅：高さが4：3の比率）以上とする。 エ．別紙図面（写真④）の設置予定場所の柱又は	１台

		天井に設置すること。	

（３）条件

ア．必要となる最低限の機器は（１）（２）のとおりであるが、その他番号案内のために必要とされる機器、配線等その装備一式は適宜導入すること。

イ．表示時間については開庁時間内を基本とする。なお、表示時間外はタイマー等により自動的に ON/OFF 出来るよう設定すること。

ウ．（２）３「受付番号呼出操作器」については無線のものとする。

エ．接続方法については上記ウを除き有線・無線を問わないが、無線の場合は他業務間で混線することのないようにすること。機器の梱包材は納入業者において処分すること。

オ．別紙図面（写真③）区民ロビーに設置してあるモニター３台については、区所有物品のため、行政情報モニター１台のみそのまま使用し、移設作業は納入業者において行うこと。

カ．設置方法について、上記によりがたい場合は本市担当職員と十分に協議すること。

６．電子番号表示機・番号発券機の設置、撤去等

（１）設置場所

大阪市中央区役所１階窓口サービス課待合いスペース及び執務室とし、現行場所と変更の無いものとする。

バックヤードモニターについては、窓口サービス課の執務室内に設置すること。

（２）設置工事

ア．機器設置に伴う配線及び付帯設備工事については納入業者において行うこと。

イ．転倒・落下等がないよう安全面には万全を期し、利用者の導線の邪魔にならないよう、十分配慮して配線を行うこと。

ウ．配線工事に関しては、可能な限り天井裏を通る配線とし、建物構造上出来ない場合は、モール等を使用し壁伝いに配線をすること。

エ．ロビー等の美観を損なわないよう配慮すること。

オ．配線は既存のものを活用しても構わないが、その際は活用する配線・機器について本市担当職員と協議のうえ決定すること。

オ．詳細については事前に現地調査をし、本市担当職員と十分に協議すること。

（３）設置時の支援体制

ア．支援体制、支援拠点を明確にし、当該場所に統括者を配置し対応すること。

イ．全機器設置完了後、本市担当職員と各機器の動作確認テストを行うこと。

ウ．作業中に疑義が生じた場合及び、本市が受付業務遂行上、設置場所の変更が必要と判断した場合は、本市担当職員と調整のうえ、現地で速やかに対応すること。

エ．設置の際に、本市に対して納入物品に関する操作説明を行うこと。
ただし、実施スケジュール詳細については本市と調整すること。
オ．各機器の不具合について、サービスセンター等の応対窓口を提示すること。
カ．日本語による操作説明書及び動作上必要な付属品を添付すること。
キ．操作確認期間中（設置後１週間）は、納入物品に対する設定内容の調整等の技術サポートを実施すること。

（４）保守管理

ア．定期的に点検・整備・部品の交換を行うことにより、機器を良好な状態に保つこと。また、適切な整備、部品の交換を行っても機器の良好な稼動が確保されない場合は、直ちに同等以上の性能を有する代替機を設置すること。
イ．故障の発生時、本市からの修繕依頼の受理後、速やかに到着できる保守体制が確立されていること。また、風水害等やむを得ない事情により、到着できない場合は、その旨を本市に連絡のうえ、修繕を実施する日時等を打ち合わせること。
ウ．修繕依頼連絡先、軽微な故障への対処方法を機器の分かりやすいところに表示しておくこと。

（５）撤去

業務期間終了時には機器を全て撤去し、原状回復すること。

７．広告取扱事業者の業務の内容

①電子番号表示機・番号発券機（ソフトウエアを含む）一式を設置し、無償で使用させるとともに適切に保守管理を行うこと。
②広告掲載希望者の募集、広告の作成、調整及び広告主の決定を行うこと。掲載広告の選定にあたっては、大阪市中央区役所広告掲載要領を遵守すること。
③広告取扱事業者は、掲載する広告について、大阪市中央区役所の承認を受けた上、電子番号表示機で放映すること。
④その他、上記に付帯する連絡・調整を行うこと。

８．広告媒体について

① 広告媒体は広告取扱事業者が設置する電子番号表示機の表示画面の一部とする。
② 受付番号表示用ディプレイ及び交付番号表示用ディスプレイ（広告付き）はそれぞれ３台の設置により、２台は本市放映部分（番号表示欄、本市スペース欄）として使用し、他１台は広告欄としての使用を想定するものとする。
③ 本市放映部分（番号表示欄、本市スペース欄）については、文字の大きさ等、中央区役所の指示により自由に設定できるものとする。

④ 広告欄について、上記によりがたい場合は本市職員と十分に協議すること。

９．支払条件

広告取扱事業者は、価格提案した価格に消費税を付した額（１円未満の端数があるときは切捨て）の１年分全額を、本市の発行する納入通知書により期日までに支払うこと。

支払われた広告料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議する。

また、広告掲載業務期間の終了にあたり、広告取扱事業者の変更に伴う機器の入れ替え作業のため、業務期間が短縮された場合は、日割計算により算出した額を返還する。

１０．　その他

①この仕様書に定めるもののほか、業務遂行に関して必要な事項は条例等､大阪市中央区役所広告掲載要領に定めるところによる。

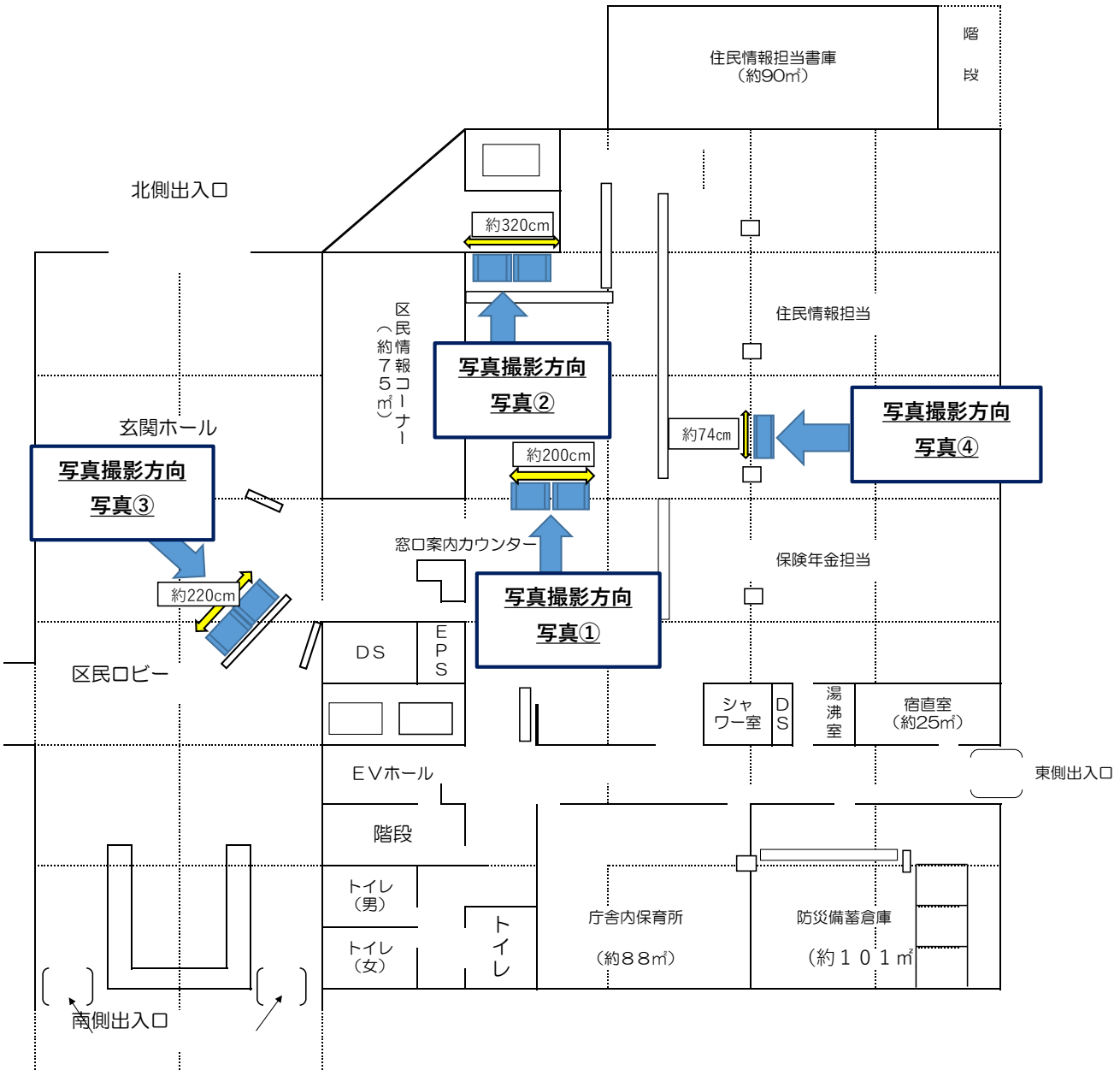
②広告取扱事業者は、大阪市及び区役所の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意をはらうこと。

③広告取扱事業者は、大阪市中央区役所の指示により行政財産への広告掲出許可の申請を行うこと。

④この仕様書に明記されていない細部の事項については、大阪市中央区役所の指示に従うこと。

⑤業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。

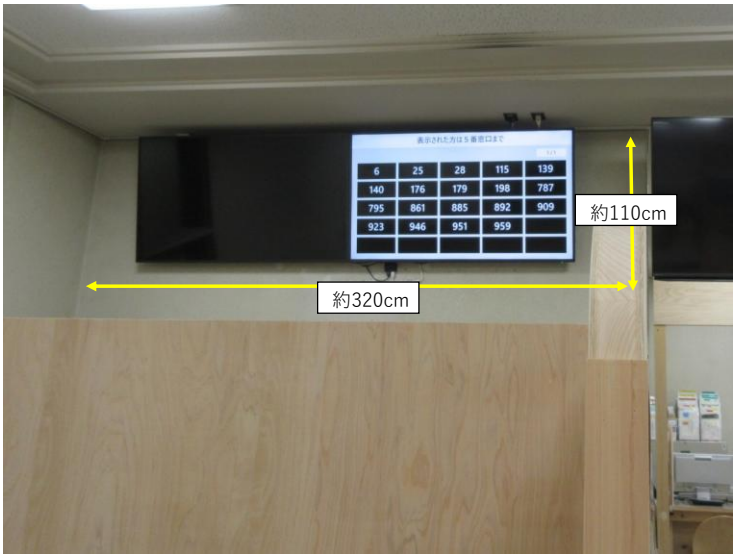
仕様書別紙図面


住民情報担当書庫
（約90㎡）
階段
北側出入口
約320cm
区民情報コーナー（約75㎡）
写真撮影方向
写真②
住民情報担当
玄関ホール
写真撮影方向
写真③
約74cm
写真撮影方向
写真④
約200cm
窓口案内カウンター
保険年金担当
約220cm
写真撮影方向
写真①
区民ロビー
DS
EPS
シャワー室
DS
湯沸室
宿直室（約25㎡）
東側出入口
EVホール
階段
トイレ（男）
トイレ（女）
トイレ
庁舎内保育所
（約88㎡）
防災備蓄倉庫
（約101㎡）
南側出入口

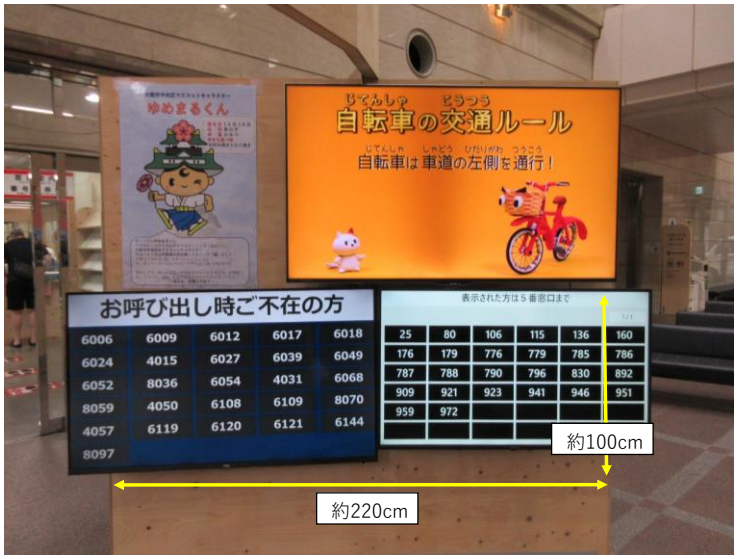
写真①


仕様書別紙図面
約200cm
業務別お待ち人数

写真②


6 25 28 115 139
140 176 179 198 787
795 861 885 892 909
923 946 951 959
約110cm
約320cm

写真③


自転車の交通ルール
自転車は車道の左側を通行！
お呼び出し時ご不在の方
6006 6009 6012 6017 6018
6024 4015 6027 6039 6049
6052 8036 6054 4031 6068
8059 4050 6108 6109 8070
4057 6119 6120 6121 6144
8097
25 80 106 115 136 160
176 179 776 779 785 786
787 788 790 796 830 892
909 921 923 941 946 951
959 972
約100cm
約220cm

写真④

仕様書別紙図面


1
0
3番窓口 国民健康保険料納付
4番窓口 保険（加入・脱退）
6番窓口 証明発行受付
7番窓口 マイナンバー
8番窓口 届出受付
9番窓口 マイナンバ
約74cm